

第5期 第26回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年8月31日(水) 午前10時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 403会議室
3. 出席委員(27人)
4. 欠席委員(3人)
5. 議事録署名人の指名について(2人)
6. 議案日程
 - 議案第1号 専決処理事案について (10件)
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の許可申請について (1件)
 - その他
7. 農業委員会事務局職員(3人)

8. 会議の概要

○事務局長

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、只今から第26回東温市農業委員会を開会いたします。本日の農業委員会の出席者は、農業委員総数30名中27名です。農業委員会等に関する法律第27条3項の規定に基づき、総会が成立していることをご報告させていただきます。ちなみに、総会の成立要件は現に存在する委員の過半数が出席しなければ、開くことができないとなっております。それでは、会長、ご挨拶をお願いします。

○会長

皆さん、おはようございます。なかなか委員会法の改正によって、色々な部分が変わってきておりますが、これはまだ序の口で、来年の7月の改選に向けて、今日も皆さんにご協議願わんといけない部分があるんですけれども、かなり動いてくるのではないかと思います。

今日は、久しぶりというか、3日ぶりに夏がぶり返してきまして、一昨日は雨が降ったんですけれども、昨日は非常に涼しくて、これでやっと一息ついたかなという感じだったんですけれども、また今日は暑い日差しが戻ってきております。一昨日の雨も40何日ぶりの雨ということで、恵みの雨と言うほどではなかったんですけれども、それでもちょっとほっとした、お天道様にも雨があつたんだなという感じの雨でした。早いところでは、もう稲刈りも始まっておりますが、今年の作柄については、まあまあ通常かなという見方をしております。こういう日照りが続いた年にしましては、ちょっと乳白が少ないのかなと、そんな感じで見えております。ですから品質的には、刈り遅れさえしなければ、そこそこの品質の物が収穫出来るのではないのかなというように思っておりますので、これからお忙しくなると思うんですけれども、この夏から秋にかけてのこの時期を乗り切って行ったらと思います。本日は、午後に研修会、夕方から懇親会ということで計画しておりますので、宜しく願いしたらと思います。

本日の欠席委員さんですが、〇〇委員さん、〇〇委員さん、〇〇委員さんが欠席となっております。特に、今日の研修会では、最適化推進委員さんの役割であるとか、耕作放棄地の今後の取り扱いであるとか、非常に重要な課題が研修内容になってくるかと思っておりますので、重ねてよろしく願いしたらと思います。

3番目の議事録署名人の指名をいたします。〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、よろしく申し上げます。それでは、続きまして、議案審議に入りたいと思います。本日は、11件ということになっておりますが、専決処理事案が10件ということで、出来るだけスムーズに進めて行ったらと思います。まず、議案第1号、専決処理事案についてを議題とします。事務局より説明を願います。

○事務局

議案第1号 専決処理事案について。

(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理。

1番 渡人 〇〇 〇〇さん。受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、畑、316㎡。

都市計画は、市街化区域。転用目的は、賃貸長屋住宅。所有権移転を実施します。

2番 渡人 ○○ ○○さん。受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、畑、225㎡。
都市計画は、市街化区域。転用目的は、賃貸長屋住宅。所有権移転を実施します。

3番 渡人 ○○ ○○さん。受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、畑、640㎡。
都市計画は、市街化区域。転用目的は、賃貸長屋住宅。所有権移転を実施します。

4番 渡人 ○○ ○○さん。○○ ○○さん。受人 ○○ ○○さん。土地は、○
○、田、1,376㎡。都市計画は、市街化区域。転用目的は、事務所の建築。一時転
用。志津川土地区画整理事業内農地で使用貸借権設定を実施します。なお、この案件に
ついては、平成28年8月30日、農地法第5条届出書受理返還願が提出され、取り下
げになっておりますことを報告いたします。

5番 渡人 ○○ ○○さん。受人 ○○ ○○。土地は、○○、田、1,405㎡。
○○、田、276㎡。計2筆。計1,681㎡。都市計画は、市街化区域。転用目的は、
分譲宅地。志津川土地区画整理事業内農地で所有権移転を実施します。

6番 渡人 ○○ ○○さん。受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、257㎡。
都市計画は、市街化区域。転用目的は、個人住宅。志津川土地区画整理事業内農地で所
有権移転を実施します。

7番 渡人 ○○ ○○さん。受人 ○○ ○○。土地は、○○、田、1,056㎡。
都市計画は、市街化区域。転用目的は、宅地分譲。志津川土地区画整理事業内農地で所
有権移転を実施します。

8番 渡人 ○○ ○○さん。○○ ○○さん。○○ ○○さん。受人 ○○ ○○
さん。○○ ○○さん。土地は、○○、畑、362㎡。都市計画は、市街化区域。転用
目的は、個人住宅。志津川土地区画整理事業内農地で所有権移転を実施します。

(2) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の受理。

農業経営基盤強化促進法関係。

9番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、25
7㎡。○○、田、257㎡。計2筆。計514㎡。賃借権設定。貸付人の都合により解
約でございます。

農地法関係。

10番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、畑、1
90㎡。賃借権設定。借受人の都合により解約でございます。以上です。

○会長

只今、事務局より説明がありました。専決処理事案10件を一括して説明いたしましたが、何かご意見ご質問はございますでしょうか。

○委員 ○○委員

ちょっと、お聞きするんですが、個人住宅や農家住宅は分かるんですけど、賃貸長屋住宅とは、どのようなものなんですか。

○事務局

長屋とは書いているのですが、賃貸のアパートとかそのような形状の物になります。

○会長

長屋というんですが、何軒か並んで一棟で区切られている物。
他にはございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

○会長

無いようでしたら、第1号議案、専決処理事案を承認してよろしいでしょうか。

(承認)

○会長

第1号議案を承認します。続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の許可申請について。

番号11番 転用者 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、330㎡。都市計画は、市街化調整区域。農地区分は、第3種農地。水道管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道で、容易にこれらの便益を享受でき、かつ、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、都市公園等の公共公益的施設があることから第3種農地と判断されます。転用目的は、太陽光発電施設。備考といたしまして、開発許可は、不要。転用許可は、必要。以上です。

○会長

この件については、地元は○○委員さん。

○委員 ○○委員

それでは、説明させていただきます。5ページの地図を見てもらったら、分かるんですが、昔の国道、今は市道になっているんですが、○○の裏の駐車場の脇から北向いてずっと入っていった2番目の三叉路のところのちょうど角に田んぼがあるんですが、周りに住

宅が全部出来て、田んぼが作れない状態にあるわけなんですけど。別に、現地確認をした時点では、かまわないのではないのかと思うんですが、審議の程、よろしく願いいたします。

○会長

この件について、何かご意見ご質問はございますでしょうか。ございませんか。第3種農地なんで。

(意見 ・ 質問 なし)

○会長

無いようでしたら、採決に移りたいと思います、この件について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○会長

全員挙手という事で、承認いたします。

本日の議案審議については、この案件で終了です。